

第3回 解体工事の適正な施工確保に関する検討会 議事概要

日時：平成26年10月15日15:00～17:25

場所：経済産業省別館 11階 1111会議室

出席者（五十音順、敬称略）：朝吹香菜子、笠井哲郎、嘉納成男、角田誠、湯浅昇

<関係機関へのヒアリングについて>

○日本建設業連合会より、解体工事の施工状況等について説明があり、各委員から解体工事の施工状況等に関する質問があった。日本建設業連合会からの発言は以下の通り。

- ・ 日建連の会員企業は、一式工事など総合的な工事において解体工事を行っており、監理技術者として1級建築施工管理技士、1級建築士、1級土木施工管理技士を配置する。
- ・ 1級建築士については建築全般の知識があり、現場経験があれば現場管理に十分対応できる。
- ・ 図面が存在しない建物の解体やリノベーションに伴う解体など高い技術が必要な場合にも、建築に精通した技術者が事前調査を適切に行った上で施工を行うことにより事故を防止している。

○全国建設業協会より、解体工事の施工状況等について説明があり、各委員から解体工事の施工状況等に関する質問があった。全国建設業協会からの発言は以下の通り。

- ・ 会員企業は約2万社弱で、その中の約2割が国の工事を受注している構成となっている。
- ・ 建築物の解体の場合、解体工事を包括した建築一式工事で発注されることが多く、超高層ビルを解体する等の大型案件においては、希に解体工事のみで単独発注される場合もある。
- ・ 地方の業者は限られた技術者で工事を施工しており、既存の資格でできた工事ができなくなると、営業上の損失を被る形になると思われる。

○全国建設研修センターより、土木施工管理技術検定（1級及び2級）の受検概要、試験科目等について説明があり、各委員から試験科目等に関する質問があった。全国建設研修センターからの発言は以下の通り。

- ・ センターとして試験に関する過去問題の解説書や教科書などのテキストは出版していない。
- ・ 土木構造物の解体工事は実務経験として認めているとともに、試験科目の範囲については、受験の手引に記載している。

○中央職業能力開発協会及び厚生労働省より、技能検定（とび）の受検概要、試験科目等について説明があり、各委員から試験科目等に関する質問があった。中央職業

能力開発協会及び厚生労働省からの発言は以下の通り。

- ・ 技能検定は実務経験年数に応じた技能を評価する試験である。
- ・ 建物の解体方法などについて、すでに試験科目の中に組み込まれており、毎年度出題がされている。

以上